

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕新旧対照表

改定前			改定後		
【金融検査マニュアル及び検証ポイント】			【金融検査マニュアル及び検証ポイント】		
(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント	(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法		項目	1. 債権の分類方法	
	自己査定結果の正確性の検証			自己査定結果の正確性の検証	
(3)債務者区分	(略)	<p>1. (略)</p> <p>2. 企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性 企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性については、企業の成長発展性を勘案する上で重要な要素であり、中小・零細企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有している先が多いと考えられ、検査においてもこうした点について着目する必要がある。 企業の技術力等を客観的に評価し、それを企業の将来の収益予測に反映させることは必ずしも容易ではないが、検査においては、当該企業の技術力等について、以下の点を含め、あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。 (1)～(2) (略)</p> <p>以上の企業の技術力、販売力、経営者の資</p>	(3)債務者区分	(略)	<p>1. (略)</p> <p>2. 企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性 企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性については、企業の成長発展性を勘案する上で重要な要素であり、中小・零細企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有している先が多いと考えられ、検査においてもこうした点について着目する必要がある。 企業の技術力等を客観的に評価し、それを企業の将来の収益予測に反映させることは必ずしも容易ではないが、検査においては、当該企業の技術力等について、以下の点を含め、あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。 (1)～(2) (略)</p> <p>以上の企業の技術力、販売力、経営者の資</p>

改定前			改定後		
		<p>質やこれらを踏まえた成長性を評価するに当たっては、金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として、金融機関が企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。</p> <p>また、</p> <p>(ア) 法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画等（例えば、<u>中小企業</u>の<u>新たな事業活動の促進に関する法律</u>の「<u>経営革新計画</u>」「<u>異分野連携新事業分野開拓計画</u>」等）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>などを勘案するものとする。</p> <p>3. ～7. (略)</p>			<p>質やこれらを踏まえた成長性を評価するに当たっては、金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として、金融機関が企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。</p> <p>また、</p> <p>(ア) 法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画等（例えば、<u>中小企業等経営強化法</u>の「<u>経営革新計画</u>」「<u>異分野連携新事業分野開拓計画</u>」等）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>などを勘案するものとする。</p> <p>3. ～7. (略)</p>